

令和4年度 春日市介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定について

第1 報酬改定の概要

- 共生型旧介護予防通所介護相当事業^(※)の報酬を新たに定める（既存のサービスは変更なし）。
 - 改定後の報酬は、令和4年4月1日から適用する。
- ^(※) 指定放課後等デイサービス事業所等が、特例的に指定を受けて提供する第一号通所事業（春日市介護予防・日常生活支援総合事業）。

第2 改定内容 ※ 詳しくは、サービスコード表を参照

1 第一号訪問事業

改定なし

2 第一号通所事業

(1) 通所型サービス（旧介護予防通所介護相当事業） 【サービスコード：A6】

改定なし

新設 (2) 通所型サービス（共生型旧介護予防通所介護相当事業） 【サービスコード：A6】

ア 基本報酬

対象者	1月の 利用回数	コード	算定の単位	単位数
要支援1・ 事業対象者	4回まで	1213(通所型サービス2 1回数)	1回につき	346
	5回以上	1211(通所型サービス2 1)	1月につき	1,505
要支援2・ 事業対象者	8回まで	1223(通所型サービス2 2回数)	1回につき	356
	9回以上	1221(通所型サービス2 2)	1月につき	3,085

※ 基本報酬は、通所型サービス（旧介護予防通所介護相当事業）（上記(1)）の90%相当の単位数として設定

イ 加算・減算

通所型サービス（旧介護予防通所介護相当事業）（上記(1)）と同じ項目で同じ単位数

※ サービスコードは、処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ及び特定処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを除いて、旧介護予防通所介護相当事業（上記(1)）のものと異なるので注意

ウ 定員超過の場合、看護・介護職員が欠員の場合

通所型サービス（旧介護予防通所介護相当事業）（上記(1)）の90%相当の単位数として設定

(3) 生活支援型予防通所サービス事業 【サービスコード：A7】

改定なし

3 介護予防ケアマネジメント 【サービスコード：AF】

改定なし